

事務連絡  
令和3年5月28日

各都道府県知事 殿

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長  
厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官  
農林水産省食料産業局長

### 飲食店の感染防止対策を確認する場合の確認事項等について

特定都道府県、まん延防止重点措置区域及びこれら以外の一部自治体において、飲食店における感染防止対策の見回りを実施いただいているところです。

見回りの際、特に必要な項目として「アクリル板等の設置(座席の間隔の確保)」、「手指消毒の徹底」、「食事中以外のマスク着用の推奨」、「換気の徹底」の4項目を確認いただいているところですが、一部の自治体から確認すべき内容の具体化等の要望がありましたので、今般、別紙のとおり明確化しました。以下の留意事項と併せて御確認いただき、適切な見回りを実施されますようお願いいたします。

#### 【留意事項】

- ・ 今後4項目の見回りを行う際は、別紙に沿った内容で確認いただくこと。
- ・ 別紙の記載と比較して同等以上の対策、確認方法であると専門家等の意見も踏まえた上で、各都道府県において判断した場合には、内閣官房、厚生労働省、農林水産省に事前の相談を行った上で、認めること。
- ・ 見回りの際、感染対策が行われていない飲食店に対して、改善のアドバイスを行うこと。
- ・ 4項目の見回りについては、今後の第三者認証制度の現地調査の効率化やその普及にも繋がることから、確実に実施すること。
- ・ 第三者認証制度が一定程度普及した後、認証取得飲食店と非認証取得飲食店の間で政策的な取扱いに差を設けることも考えられることから、引き続き、第三者認証制度の導入や制度導入後の飲食店における認証の取得を促進すること。
- ・ 飲食店利用者から感染対策に疑義の連絡がなされた場合には、その飲食店に対して見回りを実施すること。

## 見回り時の確認事項と確認方法

項目	確認事項	確認方法	備考
1	座席と座席の間にパーティションが設置されている (同居家族等であることが確認できる場合は例外的にパーティションを外す運用を認めても良い)	目視確認	「1及び2」又は「3」のいずれかを満たしていれば可
2	パーティションの高さは、目を覆う程度の高さである  (参考) 17歳男性の平均座高は、92cm (平成27年度学校保健統計調査)	目視確認 (明らかに目を覆う程度の高さでないパーティションである場合、パーティションの変更等をアドバイス)	
3	座席の間隔の確保 座席の端と座席の端の間隔が1m以上確保されている	計測確認 (テーブル、カウンター、座敷など座席の種類毎に、いくつかの座席の間隔を確認する。その上で、他の座席の間隔が計測した座席間隔以上と考えられるものについては、目視の確認でも良いこととする。)	
4	手指消毒の徹底 店内入口に消毒液を設置している	設置されているか目視確認	
5	入店時に従業員が手指消毒の実施を来店者に呼びかけている (入店時に難しい場合は注文時)	呼びかけているか聞き取り確認 (営業中に見回り調査を行う際は、実際に呼びかけているか確認すること)	
6	食事中以外のマスク着用の推奨 食事中以外のマスク着用を掲示又は呼びかけて行っている	掲示されているか目視確認又は呼びかけているか聞き取り確認 (営業中に見回り調査を行える際は、実際に呼びかけているか確認すること)	
7	換気の徹底  【建築物における衛生的環境の確保に関する法律(建築物衛生法)の対象施設(換気設備を備えている場合)】 建築物衛生法に基づく空気環境の調整に関する基準を満たしている	以下のいずれかにより確認。 ①飲食店において建築物衛生法に基づく定期検査結果が確認できる場合、その結果を確認。 ②飲食店の部屋の中央で床から75cm～150cmの高さでCO2濃度を測定し、1,000ppm以下であるか確認(営業中のみ)  ※利用者等から疑義の申告がなされた場合等、必要に応じて、営業中現地にてCO2濃度を確認	
8	【建築物衛生法の対象外施設】 換気設備により換気を行っている (換気設備により必要換気量(一人当たり毎時30㎡)を確保している)	以下の①又は②にて確認。 ①換気設備の換気能力と飲食店における最大人数から、必要換気量を確保しているか聞き取り確認。※なお、換気設備が清掃、整備等されていない場合や給気口が家具等で塞がれている場合は、設計時の換気量が確保されない可能性があるため、換気設備の維持管理状況も併せて確認する。 例)換気能力300㎡/時の換気扇、飲食店の最大人数が10人であれば、1人当たり必要換気量30㎡となり必要換気量を確保している。 ②飲食店の部屋の中央で床から75cm～150cmの高さでCO2濃度を測定し、1,000ppm以下であるか確認(営業中のみ)  ※利用者等から疑義の申告がなされた場合等、必要に応じて、営業中現地にてCO2濃度を確認	「8」又は「9」のいずれかを満たしていれば可
9	【建築物衛生法の対象外施設、建築物衛生法の対象施設(換気設備を備えていない場合)】 窓・ドア等を定期的に開放している (定期的に換気(30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開(窓が一つしかない場合は、ドアを開ける))することにより、十分な換気を行っている)等  夏場、冬場など、窓開けによる換気により適切な温度・湿度が確保できない場合は、窓からの換気と併せて空気清浄機を使用している (詳細については、「熱中症予防に留意した「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について」及び「冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について」を参照すること。)	左記の条件で換気が行われているか聞き取り確認  ※利用者等から疑義の申告がなされた場合等、必要に応じて、窓開け換気等の実施状況を確認	

換気の徹底についての確認にあたっては、下記の記載についても参考にすること。

・「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000618969.pdf>

・商業施設等における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000616069.pdf>

・熱中症予防に留意した「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000640913.pdf>

・冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000698868.pdf>